

青森県民有林野造林補助実施要領

昭和40年6月2日	制 定
平成15年3月31日	全部改正
平成15年10月17日	一部改正
平成16年9月13日	〃
平成17年10月11日	〃
平成18年10月25日	〃
平成19年10月1日	〃
平成20年9月2日	〃
平成22年11月1日	〃
平成23年7月20日	〃
平成24年6月20日	〃
平成24年11月28日	〃
平成25年10月31日	〃
平成26年9月11日	〃
平成28年9月1日	〃
平成29年10月23日	〃
平成30年7月23日	〃
令和元年9月11日	〃
令和2年9月1日	〃
令和3年5月28日	〃
令和4年9月1日	〃
令和5年9月1日	〃

(趣旨)

第1 この要領は、青森県民有林野造林補助規則及び青森県民有林野造林補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づく造林の補助金交付手続に関し、森林環境保全整備事業実施要綱（平成14年3月29日付け13林整整第882号農林水産事務次官依命通知）、森林環境保全整備事業実施要領（平成14年3月29日付け13林整整第885号林野庁長官通知。以下「保全要領」という。）、森林環境保全整備事業実施要領の運用（平成14年12月26日付け14林整整第580号林野庁森林整備部整備課長通知）、農山漁村地域整備交付金実施要綱（平成22年4月1日付け21農振第2453号農林水産事務次官通知）及び農山漁村地域整備交付金実施要領（平成22年4月1日付け21生畜第2045号農林水産省生産局長、21農振第2454号農林水産省農村振興局長、21林整計第336号林野庁長官、21水港第2724号水産庁長官通知）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(森林環境保全整備事業計画の作成)

第2 地域県民局長（以下「局長」という。）は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、森林法第10条の5の規定に基づき策定された市町村森林整備計画（以下同じ。）の達成に資するものとして、要綱第2に規定する森林環境保全直接支援事業、特定森林再生事業のうち森林緊急造成事業及び重要インフラ施設周辺森林整備事業、森林資源循環利用林道整備事業及び林業専用道整備事業についての森林環境保全整備事業計画（以下第2において「事業計画」という。）を第1号様式により作成するものとする。

2 事業計画の対象区域は、原則として森林法第7条の規定に基づき定められた森林計画区とする。

3 事業計画の計画期間は5年間とし、事業計画の始期は原則として当該計画の対象区域に係る森林法（昭和26年法律第249号。第3第1項において同じ。）第5条の規定に基づき策定された地域森林計画（以下同じ。）の始期とする。

4 局長は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴く

とともに、市町村森林整備計画の達成に資するものとなるよう関係市町村と協議調整を図り、市町村長の同意を得るものとする。

5 局長は、事業計画を作成したときは、知事に提出しなければならない。

6 前項の規定により提出した事業計画について次の変更（(2)及び(3)においては対象事業内容全体についての当該変更）を加えようとするときは、あらかじめその変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添えて知事に提出しなければならない。

(1)計画期間の変更

(2)森林整備（第1号様式の7の(1)の欄外注釈に定める施業をいう。）の総面積の3割を超える増減

(3)森林作業道の開設総延長の3割を超える減

（市町村森林基盤整備事業計画の作成）

第3 市町村長は、地域における森林の状況、地域住民の森林に対する要請、事業実施体制等を把握した上で、地域森林計画又は森林法第10条に基づき策定された市町村森林整備計画の達成に資するものとして、要綱第2に規定する共生環境整備事業及び機能回復整備事業についての市町村森林基盤整備事業計画（以下第3において「事業計画」という。）を第2号様式により作成するものとする。

2 市町村長は、事業計画の作成に当たっては、林業者、森林組合その他の関係団体の意見を聴くものとする。また、必要に応じ、局長と協議し、調整を図るものとする。

3 事業計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。

(1)事業主体及び事業計画地の現況

(2)事業内容及び事業量

(3)その他事業の実施に必要な事項

4 市町村長は、第3号様式により事業計画を知事に提出するものとする。

5 前項の規定による事業計画について次の変更を加えようとするときは、第4号様式により、その変更理由及び変更内容を記載した変更理由書を添えて知事に提出するものとする。

(1)事業計画地の変更

(2)事業計画の対象事業全体における次の項目ごとの3割を超える増減

ア 森林作業道の開設延長

イ ア以外の森林整備の面積

6 前二項の規定に基づく申請は、局長を経由して行うものとする。

（事前計画の作成）

第4 森林環境保全直接支援事業のうち、人工造林、間伐、保育間伐、更新伐及び森林作業道整備について補助を受けようとする者は、あらかじめ当該補助を受けようとする人工造林、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定時期、実施予定箇所及び概要事業量並びに当該実施予定箇所周辺の森林における既設の林内路網の状況及び林内路網の整備の目標等を記載した事前計画（以下「事前計画」という。）を次により作成し、局長に提出するものとする。

(1)事前計画の計画期間は、少なくとも補助を受けようとする人工造林、保育間伐、間伐、更新伐及び森林作業道整備の実施予定年度（森林作業道整備のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものについては、当該森林作業道整備の実施予定年度から当該施業の実施予定年度までの期間）を含むものとする。

(2)事前計画の対象とする区域は、森林経営計画、特定間伐等促進計画又は経営管理実施権配分計画に基づき、施業の実施が見込まれる林分並びに当該計画期間の末の時点において林内路網

により効率的な施業及び管理が可能となっていることが見込まれる林分を包括し、可能な限り1箇林班程度の面的なまとまりを持った森林（森林共同施業団地に係る事前計画にあっては、当該森林共同施業団地の設定に係る協定の対象となっている国有林を含む。）の区域とする。

(3) 事前計画においては、次の事項を記載し、又は適切な縮尺の図面に図示するものとする。なお、記載については、必要な記載内容を示す既存の資料等の添付に代えることができる。

ア 事前計画の対象とする区域及びその面積並びに計画期間

イ 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる人工造林の年度別実施予定箇所及び施行面積並びに施業コストの低減に向けた伐採を行う者との連携内容

ウ 事前計画の計画期間内に実施が見込まれる間伐、更新伐（森林共同施業団地内の国有林で実施が見込まれる間伐及び更新伐に相当する施業を含む。）及び森林作業道のうち一体的に実施することとされている施業に先行して実施するものに係る当該施業の年度別の実施予定箇所及び施行面積並びに間伐、更新伐に係る作業システム（伐倒、造材、集材に使用する林業用機械の種類やその組合せ等の体系をいう。）及び間伐、更新伐それぞれの伐採木の搬出材積

エ 事前計画の期間内にアの区域内で実施が見込まれる森林作業道整備の年度別、開設、改良の別の位置及び延長、当該森林作業道を管理する者並びに施業予定区域内の林内路網密度の現状と目標

オ 第13第3項ただし書の森林作業道の復旧を実施する場合にあっては、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付するものとする。事前計画提出後に当該復旧を実施する事由が生じた場合にあっては、当該計画を速やかに変更し、当該復旧の必要性が確認できる資料を添付して再提出するものとする。

カ 事前計画の作成に当たっては、可能な限り正確な見通しに立つよう努めるものとし、必要に応じ、専門的な知見を有する者への助言を仰ぐことが望ましい。なお、助言を仰いだ場合には、当該専門的な知見を有する者の氏名及び関係する資格又は知見を有する分野、助言の内容等の概略を記した書面を適宜事前計画に添付して提出するものとする。

2 局長は、前項の規定により提出のあった事前計画の内容について、補助要件に適合する見込みがあるか、森林作業道の開設予定路線の線形及び開設量が適切であるか、林内路網と施業予定箇所との位置関係、間伐、更新伐に係る作業システム等から見て施業が効率的に実施し得るか、人工造林に当たり伐採作業と造林作業の連携が図られているか等について確認し、必要に応じ、事前計画を提出した者に対し、事業の効率的な実施等の指導・助言を行うものとする。

3 局長は、第1項により提出のあった事前計画に記載された内容を随時知事に報告するものとする。

(特殊地拵え)

第5 低質林等における前生樹の伐倒、除去（以下「特殊地拵え」という。）は、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(1) 立木の蓄積が1haあたりおおむね30^m以上80^m以下で小径木が大部分を占める森林（竹林の場合はその蓄積が1haあたりおおむね100束以上の竹林）において行うものであること。ただし、保全松林緊急保護整備事業の特殊地拵えについては、この限りではない。

(2) 立木の蓄積が1haあたりおおむね30^m以上の火災、気象害、噴火災、病虫獣害等による被害（以下「気象害等」という。）による被害森林において行うもの又は保全松林緊急保護整備の松林保護樹林帯造成として行うものであること。

2 特殊地拵えを実施した場合は、原則としてその実施の翌年度の初日から起算して2年以内に植栽による更新を行うものとする。

3 特殊地拵えのうち、伐採前特殊地拵え（副林木が旺盛に繁茂している等により公益的機能の高度発揮が困難な人工林において、副林木の伐倒、除去を行うものをいう。）については、副林木に主林木を含めて伐採する場合の主林木の伐採本数の割合は、当該主林木のおおむね20%

の範囲内とする。

4 特殊地拵えには、搬出集積を含むことができるものとする。

(人工造林、樹下植栽等)

第6 人工造林及び樹下植栽等について、補助金の交付の対象となる植栽本数は、1 ha当たり次のとおりとする。ただし、植栽本数が上限本数を超える場合は、上限本数を補助対象とし、植栽本数が下限本数未満の場合及び活着率が80%未満の場合は、補助対象外とする。

樹種	人工造林	樹下植栽等
スギ、ウルシ	1,000本～3,000本	300～3,000本
カラマツ、ヒバ	1,500本～3,000本	
アカマツ、クロマツ、ストロブマツ アオダモ、イタヤカエデ、エンジュ、カツラ、キハダ クリ、クルミ、ケヤキ、サクラ、シラカバ、セン トチ、ナラ、ブナ、ホオノキ、ヤチダモ アカエゾマツ、イチイ、イチョウ、トドマツ コバノヤマハンノキ、ミズキ その他知事が定める樹種	2,000本～3,000本	
キリ	300本～600本	

2 前項ただし書の規定にかかわらず、活着率が80%未満の場合において、活着本数が前項の下限植栽本数以上であり、かつ、成林の可能なときは、採択するものとする。

3 人工造林又は樹下植栽等における地拵え（天然更新による森林の育成を目的として行うものを除く。）を実施した施行地においては、当該地拵えを実施した年度又はその翌年度内に植栽又は播種を実施するものとする。

4 天然更新による森林の育成を目的として行う地拵えを実施した施行地において、当該地拵えを実施した年度（地拵えに先行して更新伐を実施した場合は当該更新伐を実施した年度）の翌年度の初日から起算して2年を経過して更新が確実に図られていないと知事が判断したときは、植栽又は播種を実施するものとする。

5 災害等により被害を受けた造林地であつて、当該発生年度の事業に係る新植地のうち本事業による補助金の交付を受けていないものについては、植栽等の確認が可能なものに限り、植栽等が完了したものとみなして補助金を交付して差し支えない。この場合、植栽等が行われたことを証明する写真その他の資料を整備しておくものとする。

6 補助金の交付決定の対象となった事業に係る森林所有者は、当該事業施行地の森林について、森林保険の加入を基本とするよう努める。

7 補植は、1,500本/ha以下の植栽を行った森林において、気象害等（鳥獣害は除く）による枯損率（枯損苗本数/植栽本数）がおおむね30%以上発生した場合に、植栽の実施の翌年度の初日から起算して5年以内に当初植栽した本数までの追加的な植栽として1回に限り行えるものとする。

(雪起こし)

第7 雪起こしは、造林木の成立本数の30%以上が倒伏した林分において実施するものとする。

2 雪起こしの施行地の面積は、前項の林分の区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は雪

起こし本数率×区域面積により求めた実作業区域面積とする。

(倒木起こし)

第8 倒木起こしの実施期間は、倒木被害の発生した年度及び翌年度内とする。

(枝打ち)

第9 枝打ちの高さは、地上おおむね8mを上限とし、成立本数の80%以上を実施するものとする。

(除伐、保育間伐、間伐及び更新伐)

第10 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については次のとおりとする。

- (1) 除伐において、不用木を全て除去（育成しようとする樹木以外の木竹であって、育成しようとする樹木の生育の妨げとなるものを伐採することをいう。）するものとする。ただし、生物多様性の保全の観点から、植栽木以外の高木性の広葉樹等についても、育成しようとする樹木として単木的に保残することができるものとし、その本数は、植栽を行った樹木の立木本数の10%未満とする。
- (2) 保育間伐、間伐及び更新伐において、不良木の淘汰（育成しようとする樹木の一部を伐採することにより本数密度の調整、残存木の促進等を図ることをいう。）を実施する場合は、育成しようとする樹木の立木本数の20%（地形等により気象害の発生が明らかに予想される場合又は施業体系から20%未満とすることが適切であると判断される場合は10%）以上伐採する場合に補助対象とする。

2 森林経営計画の対象森林を含む林班（以下「森林経営計画対象林班」という。）内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、補助金交付申請時又は申請後に当該計画の対象森林に取り込むことを確認できるものとする。

また、森林経営計画対象林班と隣接し路網で直接接続する林班（以下「隣接林班」という。）内で当該計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地については、当該計画の長期の方針において、当該計画の対象森林に取り込む旨を規模拡大目標に記載しているものとする。

3 保育間伐及び間伐の伐採率については、第1項に定める下限のほかには上限は特に設けないが、市町村森林整備計画に定められた間伐の標準的な方法及び以下に留意して間伐を行うものとする。

- (1) 森林経営計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、「森林経営計画制度運営要領」の制定及び「森林施業計画制度運営要領」の廃止について（平成24年3月26日付け23林野計第230号林野庁長官通知。以下「運営要領通知」という。）の「森林経営計画制度運営要領」Iの5の(1)において、森林経営計画の遵守の判断基準として「法第11条第5項第2号イの農林水産省令で定める植栽、間伐その他の森林施業の合理化に関する基準及び同号ロの農林水産省令で定める公益的機能別森林施業の実施に関する基準に従って、森林経営計画に定められた森林の施業及び保護を実行すること」とされていること。
- (2) 特定間伐等促進計画及び経営管理実施権配分計画に基づいて行う保育間伐及び間伐については、森林法第5条第1項に規定する地域森林計画及び同法第10条の5第1項に規定する市町村森林整備計画等に定められた間伐又は造林に関する事項に適合するものであること。

4 除伐、保育間伐、間伐及び更新伐の実施に当たっては、当該施業の実施の前年度の末日からさかのぼって5年間以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐、保育間伐、間伐又は更新伐を実施していない場合に補助対象とする。ただし、第1項の規定により、地形等により気象害の発生が明らかに予想され又は施業体系から伐採率を20%未満とすることが適切であると判断され10%以上20%未満の伐採が行われた保育間伐、間伐又は更新伐の施行地についてはこの限りではない。

5 保育間伐及び更新伐において、特定森林再生事業として実施する場合について、二次災害や病虫害の発生、景観の悪化等、公共性、公益性の観点から早期に実施する必要があると認めら

れる場合においては、伐採木の林内からの除去も含め流出防止に努めるものとする。また、同様の観点から早期に実施する必要があると認められる場合においては、ウの規定（ただし書きの規定を除く。）は適用しない。

6 更新伐については、次のとおりとする。

- (1)更新伐のうち、整理伐（天然林の質的・構造的な改善を目的とするものをいう。）を行う場合、伐採率はおおむね70%以上とする。ただし、森林経営計画に基づいて行う場合は、この限りではない。
- (2)更新伐のうち、人工林整理伐（人工林において天然更新を図り針広混交林化、広葉樹林化を促進することを目的とするものをいう。ただし、長期育成循環施業の一環として行うものを除く。）を行う場合、主林木の伐採率は、当該主林木のおおむね50%以下とし、残存木の間隔が主伐木の平均樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。
- (3)長期育成循環施業の一環として更新伐を実施する場合は、「長期育成循環施業の実施について」（平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知。）に定める方法により伐採を行うものとする。

7 搬出集積の範囲は、作業ポイントまでを含むものとする。

（長期育成循環施業）

第11 長期育成循環施業は、以下の要件すべてを満たす森林において実施するものとする。

- (1)森林経営計画又は森林施業計画の対象森林であり、長期育成循環施業の実施が見込まれる10齢級以上の人工林が個別林分型の場合にあってはおおむね2ヘクタール以上、モザイク林誘導型の場合にあってはおおむね10ha以上まとまって所在する森林であること。
- (2)長期育成循環施業実施予定箇所については、多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域（以下「重点実施地域」という。）として森林環境保全整備事業計画に明示され、かつ、森林所有者が市町村に同意書を提出していること。

ただし、重点実施地域として森林環境保全整備事業計画に明示されていない地域については、市町村と森林所有者との間で、長期育成循環施業の実施に係る協定等が締結されていること。

2 更新伐（個別林分型）の伐採方法は定性又は列状とし、伐採率は概ね40%以下とする。

なお、早期に下層植生の確保が可能な箇所や緩傾斜地等伐採が水土保持機能の発揮に与える影響が少ないと見込まれる場合には、部分的に残存木の間隔が樹高の2倍までの帯状、群状の伐採ができるものとする。

また、更新伐（モザイク林誘導型）にあっては、区域内における伐採面積合計はおおむね区域面積の33%以下かつ森林所有者ごとに概ね50%（ただし、当該区域に係る所有森林面積が2ヘクタールに満たない者にあっては1ha）以下とし、1伐区の間隔は概ね1ha以下とする。

3 要綱第5第7号の「維持すべき立木の材積」は、市町村森林整備計画の標準伐期齢における材積の2分の1とする。

4 更新伐を実施する森林については、過去5年以内に同一施行地において国庫補助事業による除伐等、間伐、更新伐を実施していない森林とする。

5 市町村長は、台帳を作成し、長期育成循環施業の施行地を管理するものとする。

（付帯施設等整備）

第12 鳥獣害防止施設等整備については、野生鳥獣による被害が継続している地域において実施するものとし、当該野生鳥獣害防止施設等整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施できるものとする。なお、防護柵の設置に当たっては、野生鳥獣の移動の制御等を図る目的で設置する簡易な工作物とし、保護すべき施行地（予定地を含む。）が小規模・分散し

ている場合には、複数の施行地を含む森林を対象とすることができる。

- 2 鳥獣害防止施設等整備における施設改良については、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
 - (1) 森林整備事業の実施における標準的な規格（過去に示されていたものを含む。）に相当すると認められる既設の防護柵の改良であること。
 - (2) 改良の内容については、防護柵へのスカートネットの追加、防護柵の嵩上げといった森林被害の防止のための施設の機能向上、又は、防風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象やこれらに帰因する倒木等により被害を受け、機能が適切に発揮されなくなった施設の復旧とし、維持管理に係るものでないこと。
- 3 林床保全整備については、造林地の保全等が必要な箇所において実施するものとし、当該林床保全整備と一体的に実施することとされている施業の実施の前年度の末日からさかのぼって2年前から当該施業の実施の翌年度の初日から起算して5年後までの間に実施することができるものとする。
- 4 間伐、更新伐の伐採木を搬出せずに付帯施設等整備の資材等として林内で利用する場合には、当該伐採木の材積は、要綱第2第2項第1号で定める搬出材積としては扱わないものとする。
- 5 荒廃竹林整備（除伐、保育間伐、間伐又は更新伐で行った侵入竹の除去を含む。）の施行地において、当該施業の実施後も発生する竹の処理を行う必要がある場合は、竹の処理のみを当該施業の実施の翌年度の初日から起算して3年後までの間に実施できるものとする。

（森林作業道整備）

- 第13 森林作業道整備は、事前計画に記載された既設の林内路網の状況から見て当該事前計画に記載された林内路網の整備の目標を達成するために整備することが相当であると局長が認めるものとする。
- 2 森林作業道整備については、当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業の実施の翌年度の初日から起算して2年（当該森林作業道整備と一体的に実施することとされている施業が森林経営計画、森林施業計画又は特定間伐等促進計画に基づくものである場合は、これらの計画の期間内）先行して実施することができる。
 - 3 森林作業道の改良については、次に掲げるすべての要件に該当するものであること。ただし、暴風、洪水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった森林作業道の復旧を改良として行う場合（以下「森林作業道の復旧」という。）は、(1)の開設後の経過年数及び(2)の要件は適用しないものとする。
 - (1) 原則として、本事業において開設した森林作業道（平成22年度以前に開設した作業道等を含む。(2)において同じ。）であって、開設の翌年度の初日から起算して3年以上を経過したものの改良であること。
 - (2) 当該森林作業道の開設又は前回行った改良と一体的に実施することとされている施業の終了後であること。
 - (3) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。
 - (4) 改良の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」（平成22年11月17日付け22林整整第656号林野庁長官通知）第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
 - 4 森林作業道の復旧については、暴風、こう水、高潮、地震その他の異常な天然現象により被害を受け、通行不能となった場合において、次に掲げる全ての要件に該当するものであること。
 - (1) 1箇所の事業費（路線の効用の発揮上、一体的に施行することが必要な同一路線内の改良に係る事業費をいう。）がおおむね20万円以上であること。

- (2) 復旧の内容については、「森林作業道作設指針の制定について」第3に定める切土、盛土、簡易構造物等及び排水施設の設置等とし、維持管理に係るものでないこと。
- (3) 激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）第2条第1項に規定する激甚災害（以下、激甚災害という。）により被害を受けた森林作業道の復旧については、森林環境保全整備事業による施業を過去に行った又は今後行う予定がある森林の被害状況把握及び今後の森林整備に寄与すると判断される場合には、施業と一体的に実施されるものとみなすこと。
- 5 効率的な森林作業道の整備については、保全要領第2の4の(1)に定める「事前計画」に記載された、「森林作業道作設指針の制定について」に基づき県が作成した「青森県森林作業道作設指針」に則る既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形の森林作業道や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道の開設または改良は実施できないものとする。
- 6 鳥獣害防止施設等整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。
- 7 森林作業道整備（平成22年度以前に開設した作業道等の改良を含む。）を実施した事業主体又は当該森林作業道を管理する権原を有する者は、森林作業道台帳を作成するとともに、知事からの求めに応じ、これをいつでも提示できるよう管理を行うものとする。
- 8 森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業における森林作業道整備については、事業実施後に当該森林作業道を管理する権原を有する者を書面において明らかにすることとする。
- 9 第2の第1項に定める「事業計画」に記載された、「青森県森林作業道作設指針」に則る既設の森林作業道において、当該森林作業道と同一線形や施業対象区域の拡大を伴わない森林作業道の開設などの森林施業の効率性の向上に貢献しない森林作業道整備は実施できないものとする（森林作業道の復旧を除く）。

（森林環境保全直接支援事業）

第14 要綱別表第2の森林環境保全直接支援事業の1のアの森林経営計画等に基づいて行うものには、森林経営計画等において計画された施業及び当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該森林経営計画等の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該森林経営計画等の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。

2 要綱別表第2の森林環境保全直接支援事業の1のイの森林経営計画策定者が森林経営計画対象林班内及び隣接林班内で森林経営計画に基づいて行うものと一体的に行うものには、それぞれの林班内で行う間伐及び更新伐並びに当該施業と一体的に実施される事業（付帯施設等整備については、当該施業の対象森林又は当該対象森林と隣接する森林で実施されるものに限る。森林作業道整備については、当該施業の対象森林で実施されるもの又は当該対象森林へ到達するために必要と認められるものに限る。）を含む。

3 要綱別表第2の森林環境保全直接支援事業の2のアの伐採造林届出書に基づいて行うものには、それぞれの目的とする施業及び当該施業と一体的に実施される事業を含む。

（被害森林整備事業）

第15 気象害等による被害森林で行う森林整備の施行地の面積は、被害区域面積とし、当該施行地に係る補助対象面積は実作業区域面積とする。

(1) 要綱の別表第1の2のシに定める野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林について、原則

として、「森林被害報告について」（昭和53年5月18日付け53林野保第235号林野庁長官通知）に基づく林野庁への報告により被害が明らかとなっている箇所を含む林班とする。

(2) 野生鳥獣の食害等による被害を受けた森林の保全再生に必要なと知事が認める場合には、被害を受けた森林周辺の森林で事業を実施することができるものとする。

(3) 野生鳥獣の捕獲・処分にあたっては、予め十分な技術的な指導を受け、野生鳥獣に関する知見を有した上で着手するものとする。

2 被害森林整備事業を松くい虫被害林分において行う場合には、本数被害率が5%以上の松林（天然林を含む。）において実施することができる。

（重要インフラ施設周辺森林整備事業）

第16 重要インフラ施設周辺森林整備事業における協定については、事業を円滑に実施するため、事業実施主体とインフラ施設管理者等の役割分担や費用負担のあり方を明記するよう努めること。

（保全松林緊急保護整備事業）

第17 保全松林緊急保護整備事業のうち保全松林健全化整備で行う衛生伐については、松くい虫による被害の程度が激甚でない松林において行うものとする。

（補助金の交付申請）

第18 補助金の交付を受けようとする事業主体（森林所有者からの受委託により事業主体になった者を含む。以下第18において「事業主体」という。）は、原則として事業の終了後速やかに知事に対して、申請書及び添付書類を正副2部提出して補助金の交付申請を行うものとする。

2 事業主体は、補助金の交付申請及び受領について第三者に委任することができる。

3 補助金の交付申請は、個々の施行地を最低単位として行うことができる。ただし、一体的に実施すべき事業であって同一の事業主体が同時期に実施するものについては、これらを一括したものを単位として交付申請を行うものとする。

当該交付申請の単位に含まれる施行地に係る事業主体が複数である場合の交付申請は、次のいずれかの方法によるものとする。

(1) 当該複数の事業主体が共同して行う方法

(2) 当該複数の事業主体のうち1事業主体が、自ら実施した事業に係る補助金の交付申請と第2項に基づき他の事業主体から委任を受けて行う交付申請を一括して行う方法

(3) 当該複数の事業主体以外の単一の第三者が、第2項に基づきこれら複数の事業主体の全員から委任を受けて一括して行う方法

4 補助金の交付申請を行う者（事業主体から委任を受けて交付申請を行う者を含む。以下「交付申請者」という。）は、複数の申請単位（前項に定める交付申請の単位をいう。以下同じ。）に係る交付申請を一括して行うことができる。この場合、交付申請に係る書類等において、異なる申請単位に係る記載内容を明確に区別できるようにするものとする。

5 交付申請者は、前項により一括して交付申請を行った複数の申請単位に係る補助金を、一括して受領することができる。

6 要綱第4第2項第4号に規定する知事が必要と認める書類は次のとおりとする。なお、第1項の規定にかかわらず、(8)から(12)まで及び(15)、(19)、(21)、(22)の書類並びに要綱第4第2項第1号から第3号までの書類の提出部数はそれぞれ1部ずつとし、(10)から(12)までの書類は必要に応じて局長が整理保管するものとする。

(1) 補助金の交付申請又は受領に係る委任状（事業主体が森林所有者の場合は、原則として自筆署名とする。）

(2) 自家労力により実施した場合にあっては、納税対応状況書（第5号様式）

(3) 森林所有者からの受委託により事業主体になった者にあっては、その委託契約書の写し

(4) 森林組合その他林業事業体等に作業を請け負わせて実施した場合にあっては、その契約書の

写し

- (5) 国有林野の管理経営に関する法律（昭和26年法律第246号）第9条に定める分収造林にあっては、分収契約書の写し又はそれに準ずるもの
- (6) 分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第2条第1項の分収造林契約に係る造林（以下「分収造林契約」という。）にあっては、契約書の写し又はそれに準ずるもの
- (7) 市町村等が部分林組合等と負担金契約等をした場合にあっては、その契約書の写し
- (8) 切替畑等の場合にあっては、農地転用許可書の写し
- (9) 伐採許可書等の写し
- (10) 森林組合、部分林組合及びこれに準ずる団体で直営造林をする場合にあっては、総会議事録又は規約の写し
- (11) 事業主体が森林法施行令第11条第7号に掲げる特定非営利活動法人等である場合にあっては、施業実施協定書の写し及び団体規約の写し
- (12) 事業主体が森林法施行令第11条第8号に掲げる者（以下「森林所有者の団体」という。）の場合は、規約、約款及び登記簿謄本の写し
- (13) 搬出材積集計表
- (14) 現場労働者に係る社会保険等の加入状況調査表（ただし、直営施行等であって、年度当初に一括して社会保険等の加入状況を確認できる場合等にあっては添付を省略することができる。）
- (15) 伐採及び伐採後の造林の届出書の写し又は森林経営計画等に係る伐採等の届出書等の写し若しくは伐採及び伐採後の造林の届出を要しなかったことを示す書類等（人工造林及び樹下植栽等に限る。）
- (16) 平均胸高直径調査表
- (17) 実行経費内訳書（市町村が請負に付して実行した事業、森林保全再生整備及び森林作業道整備のうち標準断面又は標準設計が適用できない部分に係る交付申請の場合に限る。）
- (18) 森林作業道整備線形図（施業図に必要事項を記載したものでも差し支えない。なお、要綱第4第2項第3号に規定するオルソ画像等を提出する場合にあっては添付を省略することができる。）
- (19) 現場写真（第24により撮影したもの。なお、要綱第4第2項第3号に規定するオルソ画像等を提出する場合にあっては添付を省略することができる。）
- (20) 森林所有者等との協定書の写し（森林緊急造成事業、被害森林整備事業及び重要インフラ施設周辺森林整備事業に限る。）
- (21) 「鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律」（平成19年法律第134号）第4条の2に基づく協議会との連絡調整の結果を記載した書類及び森林環境保全整備事業以外の国庫補助事業からの支援を受けないことを誓約する書類
- (22) 「農林水産業・食品産業の作業安全のための規範（個別規範：林業）事業者向け」（令和3年2月26日付け2林政経第458号）に基づくチェックシート（ただし、過去1年間に本事業においてチェックシートを提出している場合は、提出を省略することができる。）

7 要綱第4第2項第1号の施業図は、下列りの場合において、当該林分の人工造林（樹下植栽を含む。）の補助申請に係る施業図で施行面積を確認できるものが整備されているときは、植栽年度、植栽時の申請番号及び造林者番号を申請書に記載することにより、添付しないことができる。なお、間伐、更新伐の場合は、既設の森林作業道の線形及び延長を施業図に記載するものとする。

8 要綱第4第2項第2号の位置図における補助対象事業施行地の位置の表示は、その位置を表示し、整理番号を記入し、丸で囲むこと。

9 人工造林又は樹下植栽等における地拵え、植栽（事業完了までに相当期間を要する場合に限る。）の各々に要する経費に対する補助金の交付申請は、当該経費に係る事業の終了の時期ごとに区分して行って差し支えない。

特殊地拵えの施行地において人工造林又は樹下植栽等における地拵え及び植栽を実施する場

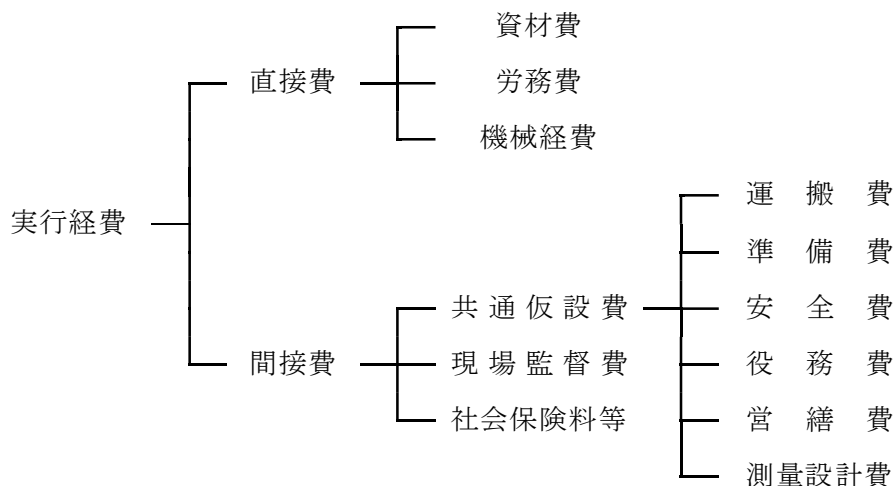
合における当該特殊地拵え、地拵え及び植栽の各々に要する経費についても同様とする。

- 10 補助金交付申請書及び添付書類に記載する面積、線形、延長等は、第23に定める現地測量を行った場合には、当該現地測量の成果を利用して求めるものとする。なお、現地測量に代えて、精度の高い既存の図面を利用して求めることができるが、検査員は竣工検査時に必要に応じ交付申請者に主要測点の復元を求めるものとする。また、間伐、更新伐に係る面積は、施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、それぞれを記載するものとする。
- 11 森林共同施業団地対象民有林における間伐、更新伐に係る補助金の交付申請においては、当該間伐及び更新伐と一体的に実施された当該森林共同施業団地内の国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の面積及び伐採木の搬出材積の一覧を添付するとともに、当該国有林の間伐及び更新伐に相当する施行地の位置を位置図又はこれに準ずる図面に明示するものとする。
- 12 要綱第2第2項第1号のアの(イ)（要綱第2第2項第1号のウにおいて準用する場合を含む）に該当する場合は、施行地の位置、面積、搬出材積等について、明示するものとする。
- 13 交付申請者は第6項に掲げるもののほか、次の書類を整備するものとする。なお、これらの書類は、補助金交付申請書への添付は要しないが、交付申請者はこれらの書類を保管し、竣工検査時に検査員へ提示するものとする。
 - (1) 測量野帳（第6項の(16)の調査野帳を含む。また、オルソ画像等の提出を行った場合は、当該オルソ画像等作成に要したデータを含む。）
 - (2) 申請内訳書並びに第6項の(13)及び(14)の証明書等の証拠書類
 - (3) 要綱別紙申請書記載要領19に掲げる交付申請においては、森林経営計画書、経営管理実施権配分計画又は特定間伐等促進計画（事業主体から委任を受けた者が補助金の交付申請を行う場合はその写し）
 - (4) 整備を行った森林作業道を管理する権原を有する者を明らかにする書類
- 14 第6項、第11項及び前項に掲げる書類等については、交付申請者が、事業の終了の翌年度の初日から起算して5年間保存するものとする。また、事業主体は、補助金の受領後、必要に応じて以下の書類等及びその根拠資料を整備するものとする。
 - (1) 申請単位ごとに実施した事業の補助金に係る収入、支出を明らかにした帳簿
 - (2) 施行地ごとの施行台帳
 - (3) 補助金及び経費明細書（なお、必要に応じ、補助金及び経費明細書に基づき補助金及び経費通知書を森林所有者等に通知するものとする。）

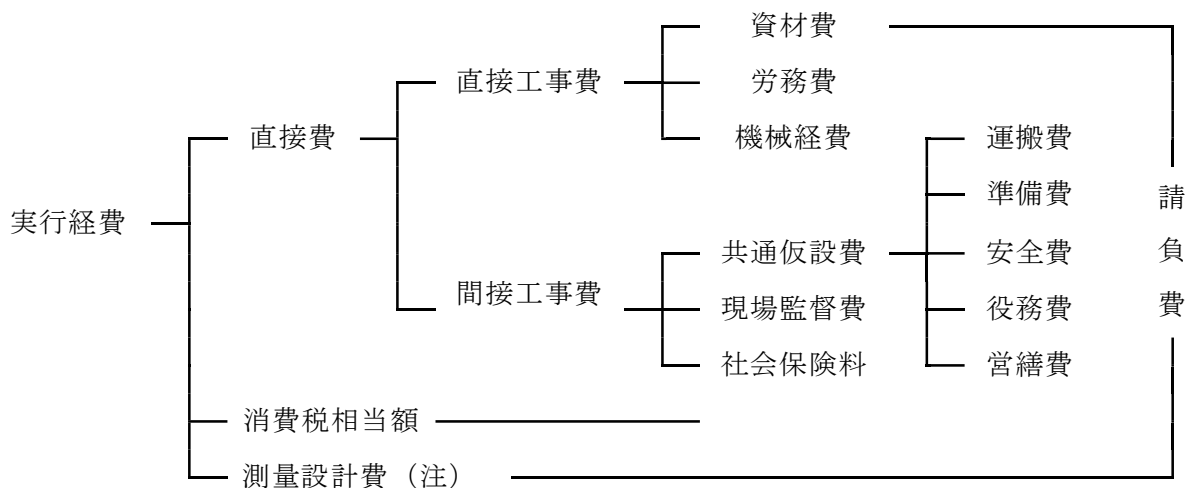
（実行経費）

第19 実行経費は、次に掲げる経費とする。なお、経費の内容は、「森林環境保全整備事業における標準単価の設定等について」（平成23年3月31日付け22林整整第857号林野庁整備課長通知）及び「造林、保育及び間伐事業標準工程表の送付について」（平成23年3月31日付け22林整整第858号林野庁整備課長通知）に準ずるものとする。ただし、請負に付して実行する場合には、森林整備保全事業設計積算要領（平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知）に準ずることができるものとする。

ア 事業主体が自ら実施する場合



イ 事業主体が請負に付して実行する場合



(注) 測量設計費は、必要に応じ、消費税相当額を加算することができる。

(事業主体)

第20 分収造林契約が締結された場合において、事業主体になりうる森林所有者は、造林者又は造林費負担者とする。

2 特定森林再生事業における「事業主体自らが所有する森林」には、事業主体が締結した分収造林契約の対象となる森林は含まないものとする。

3 森林所有者の団体から補助金の交付申請があった場合には、「森林法施行令第11条、第12条、別表第3及び別表第4の規定に基づき農林水産大臣が定める事項及び基準を定める件」(平成14年10月15日農林水産省告示第1630号)の第1項の事項及び第2項の基準並びに次の事項を確認するものとする。

(1) 規約の内容

(2) 構成員の氏名又は名称及び住所並びに代表者等の氏名を記載した名簿の内容

(3) 造林地の森林所有者(森林法第2条第2項に定める森林所有者をいう。)

4 前項の規約には、次の項目が明示されていなければならない。

(1) 団体の目的(森林資源の培養に資する旨をその目的に含んでいること。)

(2) 団体の意思決定の機関及びその決定方法(代表者の選任を明らかにしていること。)

(3) 構成員たる資格並びに構成員の加入及び脱退に関する事項(森林所有者の団体の意思決定に

- 対する構成員の参加を不当に差別していないこと。)
- (4) 会費の徴収が必要である場合には、その徴収方法
 - (5) 補助金の返還の責務

5 森林所有者の団体が事業を実行する場合には、次のものを整理保管するものとする。

- (1) 議事録
- (2) 収入及び支出を明らかにした帳簿
- (3) 補助金の受領及び配分についての帳簿

6 ボランティア団体等による森林整備に対する補助については、安全衛生が確保され、一定の技術水準を有している団体等が作業に従事する場合に補助対象とする。

7 要綱別表第1の2の特定森林再生事業の(1)の森林緊急造成事業において、寄付や分収林契約解除等により公有化した森林とは、事業を実施する前年度の末日からさかのぼって10年以内に公有化したものに限る。

8 鳥獣害防止施設等整備、林床保全整備及び森林作業道整備の事業主体は、当該事業と一体的に行うべき事業の事業主体と異なっても差し支えないものとする。

9 事業主体は、作業工程の設定又は見直しのために行われる調査について、協力するよう努めるものとする。

(事業規模等)

第21 要綱第2第2項第1号から第3号までの「1 施行地」とは、原則として接続する区域とする。

2 要綱第2第2項第1号アの(ア) (要綱第2第2項第1号のウにおいて準用する場合を含む)及びイの「搬出材積」とは、原則として搬出した丸太の材積とする。ただし、知事が認める場合、保全要領第5の4の(3)に定める上限の範囲内で、末木枝条や根元部を含めることができるものとする。

(補助金額)

第22 要綱別表第2の森林環境保全直接支援事業の1のア及び2のアにおいて、事業の対象とする森林における伐採造林届出書の提出を要する伐採に対し、伐採造林届出書を提出しなかったことについて、事業主体の責めに帰することができないと認められる場合にあっては、伐採造林届出を要しない場合とみなして扱うこととする。

2 間伐、更新伐の施行地に係る補助対象面積は、既設の森林作業道(「青森県森林作業道作設指針」に則る森林作業道など台帳管理を行っているものをいう。)がある場合には、その敷地面積を除いた面積とする。

3 森林環境保全直接支援事業の間伐、更新伐に係る補助金額は、同一の申請単位に係る伐採木の搬出材積集計表において搬出材積を区分したまとまり(以下「査定単位」という。)ごとに、当該査定単位に含まれる施行地の間伐又は更新伐の伐採木の搬出材積の合計を当該施行地の面積(施行地の面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。)の合計で除した値に応じた標準単価を適用して求めるものとする。査定単位の設定に当たっては、事業主体から申請のあった施行地の区分を基本として取り扱うものとする。

また、査定単位の一部に以下に掲げる間伐又は更新伐が含まれる場合にあっては、当該間伐の査定単位とその他の間伐の査定単位又は当該更新伐の査定単位とその他の更新伐の査定単位に分け、それぞれ算定するものとする。

- (1) 保全要領第5の4の(3)の括弧書きの規定に基づいて行った更新伐
- (2) 施行地の面積(施行地面積と補助対象面積が異なる場合には、補助対象面積とする。) 1 ha

当たりの伐採木の搬出材積が10m³に満たない間伐又は更新伐

(3) 伐採方法が異なる間伐又は更新伐

(4) 路網や作業ポイントが異なる間伐又は更新伐

4 特定間伐等促進計画又は実施権配分計画に基づいて行われる人工造林、樹下植栽、下刈り、雪起こし、倒木起こし、枝打ち、除伐、保育間伐、間伐及び更新伐については、次に掲げるいずれかの要件を満たす場合に実施できるものとする。

(1) 当該施業を実施する林分が存する林班内に森林経営計画が作成されている場合（森林法施行規則第33条第2号に基づく森林経営計画が作成されているが、当該施業を実施する林分と合わせても同条第1号イに基づく森林経営計画（以下「林班計画」という。）が作成できない場合を除く）、又は当該施業を実施する林分が存する同号ロに定める区域内に林班計画若しくは同号ロに基づく森林経営計画が作成されている場合は、補助金交付申請時に当該林分が森林経営計画の対象森林であること又は申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とすることが確認できるもの。

なお、当該規定の適用については、当該森林経営計画の作成者が事業主体と異なる場合であって、両者の森林経営に関する方針が一致しない等、計画作成に係る協議が整わず、当該林分を森林経営計画の対象森林とすることができない場合を除くこととする。

(2) 前号に該当しない場合は、補助金交付申請後に当該林分を森林経営計画の対象森林とするよう努めることを確認できるもの。

なお、当該施業の実施後、補助金交付申請までの間に前号に掲げる場合に該当する森林経営計画が作成された場合は、前号と同様の取扱とする。

5 施行地内の植栽不可能地であって、1カ所の面積が0.01ha以上であるものは、施行地の面積に含めないものとする。なお、広葉樹や枯死木、樹洞木等を生物多様性の観点から主伐時に単木的に保残することで生じる植栽不可能地については、1カ所の面積が0.01ha以上であっても査定面積に含めることができるものとするが、その場合の植栽不可能地の面積の合計は1ha当たり0.1haを超えないものとする。

6 森林環境保全直接支援事業のうち森林経営計画に基づいて行うものについては、原則として、当該事業で実施される施業の開始時点までに、当該施業が当該森林経営計画において計画されていること。

（現地測量）

第23 現地測量を実施する場合の測量方法は、ポケットコンパス等による測量とする。ただし、面積が1ha未満の小施行地については要点間の距離測定による簡易法によることができる。この場合、測量始点を簡易な方法で現地に表示するものとする。

2 前項ただし書の規定は、森林作業道整備に係る線形の測量には適用しない。

3 測量の免諒限度は、方位角及び高低角各2度、距離5/100とし、これを超えるときは再測量を行うものとする。

（現場写真の撮影及び保管）

第24 事業主体又は代理申請者は、事業実施前及び事業完了後の現場写真を一施行地ごとに撮影し、保管するものとする。なお、下刈りについては必要に応じて遠景及び近景を撮影するものとする。

2 前項の現場写真は、次のような内容を備えたものとする。

(1) 遠景はできるだけ施行地の全景が望ましいが、地形条件等により全景が入らなくともやむを得ないものとする。

(2) 近景はその画面のすみに「施行地（市町村、字名、番地）、所有者、施行者、完了年月日」を黒板厚板等書いたものを入れて写したものとする。

3 上記により撮影する写真は、原則として位置情報が記録されたものとする。

(竣工検査)

第25 局長は、補助金交付申請書を受領したときは、その都度内容を審査し、青森県造林補助事業検査実施要領に定めるところに基づき検査を実施しなければならない。

2 局長は、検査を終えたときは、補助金交付申請書に検査調書を添付して知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定)

第26 知事は、補助金査定の結果に基づいて、原則として補助金の交付決定及び補助金の額の確定を同時に行い、申請者に対して補助金の交付決定を通知するものとする。

2 農林水産部長は、補助金の交付決定がなされた場合、造林地を管轄する局長に対してその旨を通知するものとする。

3 知事は、補助金の額を確定した場合は、速やかに事業主体又は補助金の代理受領者に補助金を交付するものとする。

4 補助金の代理受領者は、受領後速やかに事業主体にこれを支払い、その支払を明らかにした書類を整理保管するものとする。

(代理申請に係る補助金の取扱い)

第27 事業主体からの委任を受けて補助金の交付申請又は受領を行う者（行おうとする者を含む。以下「代理申請者」という。）は、原則として、森林所有者等の事業主体から森林整備完了届の提出を受け、これを補助金交付申請書作成の基礎とする。

2 補助金を受領した場合には、速やかにこれを事業主体に支払うものとし、みだりに支払を遅延したり、他に流用してはならない。

3 代理受領した補助金は、交付に当たって示した内訳に従い、全額事業主体に支払うものとする。ただし、この場合直接その事業に関係のある次に掲げる経費については、事業主体の書面による承諾に基づき相殺することができる。

(1) 補助金事務取扱手数料

(2) 当該事業に使用した苗木等の事業資材の立替代金又は売払代金

(3) 当該施行地の森林保険料

(4) 森林環境保全直接支援事業の間伐及び更新伐のうち申請単位に係る事業主体が複数であるものの実施に必要な経費の一部であって、あらかじめ書面により各事業主体が負担することを合意しているもの

4 代理申請者が事業主体から受ける補助金事務取扱手数料（前項により事業主体に支払うべき補助金と相殺するものを含む。）は、原則として補助金交付申請書（添付書類を含む。）の作成及び提出並びに補助金の受領その他の補助金の交付関係事務の処理に必要な実費の範囲内とするものとし、あらかじめ事業主体に対し書面その他の方法により内容、金額等について周知する等、その透明化を図るものとする。

(受託事業に係る経費の透明化)

第28 森林所有者からの受託により事業を実施した事業主体は、あらかじめ事業に係る経費の見込みを示すとともに事業終了後は、速やかに当該経費の明細書等を森林所有者に報告すること。

2 組合員からの受託により事業を実施した森林組合は、毎年度、当該事業の内容、収支等を決

算関係資料等で明らかにして総会に諮る等、経費の透明性に努めること。

(補助金の交付の条件)

第29 要綱第5第1号に規定する森林以外の用途へ転用する場合又は補助事業施行地上の立木を全面伐採除去する場合(以下「転用等」という。)は、第6号様式により知事に転用等の承認及び造林補助金返還の申請をするものとする。

2 公用若しくは公共用に供する場合又は天災その他やむを得ない事由により補助事業の施行地を当該補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年以内に転用等する場合には、要綱第5の第1号及び第2号の規定にかかわらず、補助金相当額の返還の減免につき造林補助金返還減免申請書(第7号様式)により知事に協議することができるものとする。

3 要綱第5第4号に規定する「成林の見込みが確実になるまで」とは、補助事業の完了年度の翌年度から起算して5年とする。

4 要綱別表第2の森林環境保全直接支援事業の1のイの森林経営計画対象林班内で森林経営計画に基づいて行う間伐及び更新伐と一体的に行う間伐及び更新伐の施行地について、原則として補助事業の完了年度の翌年度までに森林経営計画の対象森林とならない場合にあっては、要綱第5第2号と同様の取扱いとする。

5 要綱第5第6号に規定する「当該一体的に実施すべき事業を実施すべき期間を経過しても実施しないとき」には、当該一体的に実施すべき事業の事業内容全てが森林環境保全整備事業以外の事業で実施された場合を含まないものとする。

(特例)

第30 森林災害復旧事業に係る補助金の交付手続等については、別に定めるところによる。

(その他の事項の指示)

第31 この要領に定めのない事項については、必要に応じてその都度知事が指示するものとする。

第1号様式（第2関係）

〇〇地域（〇〇地区）森林環境保全整備事業計画

1 計画策定主体					
2 対象市町村					
3 計画の期間					
4 計画の目標					
5 定量的指標					
6 対象事業					
	事業名	事業実施主体	工 期	総事業費	備 考
	森林環境保全 直接支援事業				
	特定 森林再生事業				
	森林資源循環利 用林道整備事業				
	山村強靱化 林道整備事業				
	林業専用道 整備事業				
	合 計 (全体事業費)				

※ 対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

7 事業量

(1) 森林環境保全直接支援事業及び特定森林再生事業

(単位：ha、m)

事業内容		事業名		合計
		森林環境保全 直接支援事業	特定森林再生事業 (森林緊急造成) (重要インフラ施設周辺森林整備)	
ア 人工造林				0.00
イ 樹下植栽等				0.00
ウ 下刈り				0.00
エ 雪起こし				0.00
オ 倒木起こし				0.00
カ 枝打ち				0.00
キ 除伐				0.00
ク 保育間伐				0.00
ケ 間伐				0.00
コ 更新伐				0.00
付帯施設等整備	サ 鳥獣害防止施設等整備			0
	シ 荒廃竹林整備			0
	ス 林内作業場及び林内かん水施設整備			0
	セ 林床保全整備			0
ソ 森林作業道整備				0
計	森林整備 (ha) ※注			0.00
	森林作業道 (m)			0

※ 森林整備とは、上記事業内容のア～コの施業とする。

(2) 林業生産基盤整備道、山村強靱化林道及び林業専用道

事業内容		事業名	森林資源循環利用林道整備事業		山村強靱化林道整備事業	林業専用道整備事業
			林業生産基盤整備道	林業専用道	山村強靱化林道	林業専用道
開 設	路線数					
	事業量 (m)					
	走行時間	→	→			
	中間土場整備 (円/m ³)	→	→			
改 良 (舗装以外)	路線数					
	箇所数					
	走行時間	→	→			
改 良 (舗 装)	路線数	()	()	()	()	
	事業量 (m)	()	()	()	()	
	走行時間	→	→			
作業ポイ ント整備	路線数					
	箇所数					
接 続 路 整 備	路線数					
	箇所数					
施業集約化 (撤去)	路線数					
	箇所数					
老朽化対策	路線数					
	箇所数					
機能回復	路線数					
	箇所数					

※ 走行時間については、左側に開設又は改良前の走行時間、右側に開設又は改良後の走行時間を記載すること（複数路線の場合、それぞれの路線ごとに記載すること）。

中間土場の整備については、左側に残土処理にかかる費用、右側に中間土場整備にかかる費用を記載すること（複数箇所の場合、それぞれの箇所ごとに記載すること）。

改良については二段書きとし、林業生産基盤整備道の欄は林業生産基盤整備道以外分、林業専用道の欄は林業専用道以外分を上段に内数として括弧書きで記載すること。

8 その他

(1) 市町村が多様な森林整備を特に重点的に推進すべき地域に関する事項

(「長期育成循環施業の実施について」(平成13年3月30日付け12林整整第718号林野庁長官通知)の第2の1の(2)関連)

ア 森林の区域及びその面積

実施区域 (林小班名)	面積 (ha)

イ 長期的な森林の取扱いの基本方針

--

ウ 森林施業の方法に関する事項

--

エ 最低15年間、当該森林が維持すべき立木材積

--

※ 対象事業の区域・箇所を示した図面を添付

オ その他必要な事項

--

(付図) 事業計画図

第2号様式（第3関係）

都道府県	
計画期間	

〇〇（市町村）森林基盤整備事業計画

1 森林基盤整備事業（森林整備事業）の基本方針・目標

--

2 事業主体及び事業計画地の現況

--

3 事業量

（単位：ha、m、個）

事業内容	事業名	育成林 整備事業	共生環境整備事業		機能回復整備 事業（特定森 林造成事業）	備考
			森林空間総 合整備事業	絆の森整備 事業		
人工造林、樹下植栽等						
間伐等						
花粉発生源植替え						
森林作業道整備						
その他保育						
施設等						
合計		0	0	0	0	
森林管理道 開設	路線数					
	事業量(m)					
林業専用道 開設	路線数					
	事業量(m)					
森林施業道 開設	路線数					
	事業量(m)					
林道改良 (うち舗装)	路線数					
	箇所数					
	路線数					
	事業量(m)					
作業ポイ ント整備	路線数					
	箇所数					
接 続 路 整 備	路線数					
	箇所数					

※ 共生環境整備事業の施設は、「施設等」の欄に列挙すること。

「間伐等」には、間伐、除伐等、更新伐を含む。

第3号様式（第3関係）

番
年 月 日
号

青森県知事 殿

市町村長

〇〇（市町村）森林基盤整備事業計画の提出について

農山漁村地域整備交付金実施要領別紙17の第5の2に基づき、〇〇（市町村）森林基盤整備事業計画を下記のとおり提出します。

記

- 1 〇〇（市町村）森林基盤整備事業計画
- 2 参考資料

（注） 事業計画書の様式は、第2号様式による。

第4号様式（第3関係）

番 年 月 号 日

青森県知事 殿

市町村長

〇〇（市町村）森林基盤整備事業計画（変更）の提出について

〇〇年〇〇月〇〇日付け〇〇第〇〇号で提出した〇〇（市町村）森林基盤整備事業計画について、内容を変更したので、農山漁村地域整備交付金実施要領別紙17の第5の2に基づき、下記のとおり提出します。

記

1 市町村

2 関係資料（別添）

- (1) (市町村) 森林基盤整備事業計画の変更の理由
- (2) (市町村) 森林基盤整備事業計画の変更内容
- (3) (市町村) 森林基盤整備事業計画の計画表（変更計画）

(注) 事業計画書の様式は、第2号様式による。

納 税 対 応 状 況 書

納税対応(予定)	整理番号				
	氏 名				
地方公共団体の一般会計					
課税売上げなし					
免税事業者					
限界控除制度適用者					
簡易課税制度適用者					
・地方公共団体の特別会計		特定収入割合 5%減			
・消費税法別表第三に掲げる					
・人格のない社団、財団		特定収入割合 5%以下			
一 般	課税売上割合 95%以上				
事 業 者	課税売上割合 95%未満	一括比例配分方式			
		個別対応方式			
未 定					

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所
氏 名

転用等承認申請及び造林補助金の返還について

青森県補助金等の交付に関する規則に基づき造林事業を行い造林補助金の交付を受けた下記林地について、森林以外の用途へ転用（立木の全面伐採除去）することになったので、転用等の承認及び補助金相当額を返還したく申請します。

記

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| 1 補助対象事業施行地 | } | 別紙のとおり |
| 2 転用等理由 | | |
| 3 補助対象事業名 | | |
| 4 施行面積
(造林作業路延長) | | |
| 5 転用等対象面積 | | |
| 6 補助対象樹種 | | |
| 7 補助金額 | | |
| 受領金額
転用等に係る金額 | | |
| 8 補助金受領年月日 | | |

※ 造林補助金交付申請書で使用した図面に転用等を行う区域を図示した図面を添付すること。

年 月 日

青 森 県 知 事 殿

住 所
氏 名

転用等承認及び造林補助金返還減免申請書

青森県補助金等の交付に関する規則に基づき造林事業を行い造林補助金の交付を受けた下記林地について、森林以外の用途へ転用（立木の全面伐採除去）したいので、転用等の承認及び青森県民有林野造林補助実施要領第28第2項の規定に基づき転用等に係る補助金相当額の返還の減免について協議します。

記

- | | | |
|---------------------|---|--------|
| 1 補助対象事業施行地 | } | 別紙のとおり |
| 2 転用等理由 | | |
| 3 補助対象事業名 | | |
| 4 施行面積
(造林作業路延長) | | |
| 5 転用等対象面積 | | |
| 6 補助対象樹種 | | |
| 7 補助金額 | | |
| 受領金額 | | |
| 転用等に係る金額 | | |
| 8 補助金受領年月日 | | |
| 9 減免協議理由 | | |

※ 造林補助金交付申請書で使用した図面に転用等を行う区域と減免協議する区域とを図示した図面を添付すること。